

令和 8 年度
保健事業広報（YouTube 広告）業務委託
仕様書

神奈川県後期高齢者医療広域連合

企画課

令和8年度保健事業広報（YouTube広告）業務委託仕様書

令和8年度保健事業広報（YouTube広告）業務（以下「本業務」という。）の委託については、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）の定める契約約款、業務委託契約書および本仕様書の定めるところによる。

1 概要

甲が実施する令和8年度保健事業の健康診査および歯科健康診査に係る受診勧奨広告動画を作成し、Google LLC が運営する YouTube 広告として配信、運用代行、分析、結果報告を行う。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和8年12月25日まで

3 履行場所

業務委託受託者（以下「乙」という。）所在地および YouTube 内プラットフォーム

4 動画作成本数

2本（健康診査1本、歯科健康診査1本、計2本）

5 動画内容

（1）動画視聴によって期待する効果

後期高齢者が健康診査および歯科健康診査の受診が自分に必要であると思い、自発的に受診したくなる。

（2）仕様

インストリーム広告（スキップあり）で広告する。再生時間は、15秒から29秒以内とする。画面は、乙が用意したアニメーションまたは静止画（フリー素材を使用する。また、協議によっては一部にアニメーションを使用することとする。）を使用する。音声ありとする。

（3）想定視聴対象者

ア 健康診査

神奈川県内在住の神奈川県後期高齢者医療被保険者（主に75歳以上）

イ 歯科健康診査

神奈川県内在住の神奈川県後期高齢者医療被保険者のうち前年度 75 歳到達者

(4) その他

ア 動画の画面、ストーリーおよび音声等は、後期高齢者の認知機能を考慮し、後期高齢者が理解できる動画となるよう極力配慮する。

イ 完成した動画は「13 著作権の取扱い」のとおりとし、甲が YouTube 広告以外の用途でも使用できるものとする。

6 広告配信期間

(1) 健康診査

令和8年8月1日から令和8年9月30日まで

(2) 歯科健康診査

令和8年10月1日から令和8年11月30日まで

7 業務内容詳細

(1) 企画立案

乙は、動画作成、掲載、分析および結果報告にわたる全体のスケジュールを甲に提案し、甲が承認したものに従い、本業務を実施する。動画内容については、「5 動画内容」、甲があらかじめ提示する動画の趣旨、コンセプトおよびイメージ等を基に、乙が提案したものについて協議する。甲乙十分な協議を行ったうえで動画内容を決定する。

(2) 動画作成

乙は7 (1) 企画立案に基づき動画を作成する。甲の求めに応じ、乙は必要十分な校正確認（動画1本につき最低2回）を行う。

(3) YouTube 広告配信

「6 広告配信期間」のとおり広告を配信する。効果的な広告方法は甲乙協議の上決定する。

(4) 分析

乙は配信された広告について、視聴回数、視聴者の性別、年代等判明する限りの属性および視聴時間帯等、配信によって判明したデータを集計および分析する。

(5) 結果報告

乙は7 (4) 分析の結果を資料にまとめ、甲に報告する。報告の詳細については甲乙協議の上決定するものとする。報告は、配信1か月経過時点の結

果（健康診査は9月上旬、歯科健康診査は11月上旬）、配信期間終了後（健康診査は10月上旬、歯科健康診査は12月上旬）の2回行う。書面のほか、必要に応じて口頭報告を行う。また、甲の求めに応じて、乙は適宜結果報告からの効果的な広告改善提案を行う。

8 誘導先ＷＥＢページ

（1）健康診査

神奈川県後期高齢者医療広域連合公式ウェブサイト 健康診査

<https://www.union.kanagawa.lg.jp/1000011/1000645.html>

（2）歯科健康診査

神奈川県後期高齢者医療広域連合公式ウェブサイト 歯科健康診査

<https://www.union.kanagawa.lg.jp/1000011/1000646.html>

9 目標視聴回数（完全視聴数）

広告1本につき305,000回／月 以上

10 契約方法

総価契約とし、「11 委託料の支払い」のとおり支払う。

11 委託料の支払い

（1）乙は全ての業務完了後、甲へ書面および成果物の提出をもって業務の完了を報告し、甲の検査に合格した場合、甲の指示に従って委託料の支払いを請求する。

（2）消費税および地方消費税率は、本契約の完成および引渡日における税率によるものとする。

（3）目標視聴回数に対し、著しく下回った場合（概ね70%未満）には、その要因を分析のうえ、乙は甲に改善策を報告するものとする。その結果、乙の責に帰すべき事由により、業務の成果が著しく不十分であると甲が認めた場合には、甲乙協議のうえ、契約金額を一部減額できるものとする。また、視聴数が目標値を上回った場合でも、契約金額の増額は行わないものとする。

12 契約不適合責任

契約約款（第12条および第13条）のとおりとする。

13 著作権の取扱い

- (1) 本業務に係る一切の著作権（著作権法第27条および第28条で定める権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は著作者人格権について行使しないものとする。
- (3) 乙は甲に対して、本業務において第3者の著作権、知的財産権およびその他権利について侵害しないことを保証する。

14 その他事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
- (2) 成果物の作成について特許等がある場合は、乙がその使用許諾等の責任を負うこととする。
- (3) 本業務に係る打ち合わせおよび報告等を甲が求めた場合、乙は特段の理由なくこれを拒んではならない。また、甲が公表しているまたは認めたもの以外の本業務で知り得た情報を、乙は第3者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に係る経費（完成物の二次利用料や著作権譲渡料等）は全て契約金額に含める。
- (5) 当該落札決定の効果は、令和8年度当初予算に係る議会の議決がなされた後、令和8年4月1日の令和8年度予算発効時において、効果を生ずるものとする。